

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書		
	性質による分類	共通仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	プログラム等一般共通仕様書		C & L P S - Y 0 0 0 0 9 - 4	
			大臣承認	平成 年 月 日
			作成	平成 1 7 年 3 月 7 日
			改正	令和 2 年 4 月 1 日
				令和 6 年 3 月 2 1 日
作成部 隊等名	補給本部			

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- a) この仕様書は、プログラム等を調達する場合、仕様書に規定する範囲内において契約の相手方が実施する共通的要求事項を規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容とが相違する場合は、個別仕様書に規定する内容が優先する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書における用語及び定義は、次による。

#### 1.2.1

##### プログラム等

プログラム及びこれに関するプログラム・ドキュメント

#### 1.2.2

##### インタフェース設計書

次のシステム間接続に関し、対象となる個別のシステムに要求する事項を規定した文書

- a) 航空自衛隊と他省庁
- b) 航空自衛隊と他自衛隊
- c) 航空自衛隊内

#### 1.2.3

##### 改訂版

プログラム改修等に伴い新たに完全なものとして作成するドキュメントの版

#### 1.2.4

##### 貸付

航空自衛隊の分任物品管理官が、契約に基づいて、その管理する物品の所有権を移転しないまま、契約の相手方に引き渡して使用収益させるもので、貸主である分任物品管理官からみた民法上の使用貸借、賃貸貸借又は消費貸借をいい、契約に基づいて相手方から返還される予定のもの

## 1.2.5

**官給**

航空自衛隊の分任物品管理官が、契約に基づき、物品を整備又は生産するために必要な補用部品を契約の相手方に引き渡すこと

## 1.2.6

**官給品**

官給する物品

## 1.2.7

**記憶媒体**

プログラム等を構成する要素の一部であり、無形かつ不可視のデータを管理するための媒体

## 1.2.8

**技術審査**

航空自衛隊の研究開発業務の運営に関する達に定める技術審査

## 1.2.9

**機能**

プログラムが特定の目的のために果たすべき役割又は働きで、特にデータを処理する目的に沿って、入力データを要求される出力データに変換する働き又はデータ処理の結果としての機器の動作

## 1.2.10

**基本版**

ドキュメントの初版又はその版が改訂版により改正された場合は最新の改訂版

## 1.2.11

**契約担当官等**

契約担当官，分任契約担当官，契約担当官代理，支出負担行為担当官，分任支出負担行為担当官，支出負担行為担当官代理，分任支出負担行為担当官代理及び支出負担行為担当官の代行機関

## 1.2.12

**サブプログラム**

プログラムを構成し、プログラムの機能の一部を実現するもの

## 1.2.13

**試験単位**

試験対象の確認項目を分割したもので、試験の合否判定がなされる単位

## 1.2.14

**システム**

電子計算機，周辺機器その他のハードウェア，ソフトウェア及びデータで構成されるものであって、これら全体で一貫した業務処理を行うもの

## 1.2.15

**システム設計**

導入（新規取得，換装及び改修をいう。）に関わるシステムの具体的機能及び性能を特定し，ハードウェア及びソフトウェアの構成をとりまとめること

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

#### 1.2.16

##### システム設計書

システム設計に基づき、システムの要求分析、システムに対する要求事項及び品質保証について規定した文書

#### 1.2.17

##### システム・ドキュメント

システム設計書、インタフェース設計書及びその他のシステム関連の文書

#### 1.2.18

##### 下請負契約者

契約の相手方に製品を供給する組織

#### 1.2.19

##### 性能

プログラムのデータ処理能力の程度を示す指標のうち、定量的な尺度で、特にデータ処理能力として測定可能な絶対値、最大値又は最小値及び確率で表現されるもの

#### 1.2.20

##### 是正処置

不適合の原因を除去し、再発を防止するための処置

#### 1.2.21

##### 装備品等

防衛省組織令の第149条第4号に定める航空装備品等（構成品、取付品、部品及び電子計算機のプログラムを含む。）のうち、燃料、油脂及び糧食を除いたもの

また、借上機器も含む。

#### 1.2.22

##### ソフトウェア

プログラム等と同義

#### 1.2.23

##### 知的財産権

知的財産基本法の第2条第2項に定める権利

#### 1.2.24

##### 著作権等

プログラム及びドキュメントの著作権（著作権法の第21条から第28条に定める全ての権利）及び著作者人格権

#### 1.2.25

##### 適用年月日

航空自衛隊が取得又は取得予定の年月日

#### 1.2.26

##### テストカバレッジ

プログラムの試験において、一連のテストデータによってプログラムがどの程度テストされたかの範囲をいい、プログラム全体に対するテストされた部分の比率で表現する。

## 1.2.27

**ドキュメント**

プログラム・ドキュメント及びシステム・ドキュメントの総称であって、プログラムの設計、作成、試験、維持等に関して規定又は説明した資料（リスティング、マイクロフィルム及び記憶媒体を含む。）

## 1.2.28

**パフォーマンス評価**

JIS Q 9001の9に基づき、契約の相手方が自らの品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するために、品質マネジメントシステムに関するデータ及び情報を分析し、評価した結果を取りまとめ、文書化した情報

## 1.2.29

**品質**

プログラムが使用目的を満たしているか否かを決定するための評価の対象となる固有の性質・性能が要求事項を満たす程度

## 1.2.30

**品質管理**

品質要求事項を満たすことに焦点を合わせた品質マネジメントの一部

## 1.2.31

**品質計画書**

個別のプロジェクト、製品、プロセス又は契約に対して、どの手順及び関連する資源が、誰によって、いつ適用されるかを規定する文書化した情報

記述例は、**附属書A**による。

## 1.2.32

**品質保証**

品質要求事項が満たされるという確信を与えることに焦点を合わせた品質マネジメントの一部

## 1.2.33

**品質マネジメント**

品質に関して組織を指揮し、管理するための調整された活動

## 1.2.34

**プログラム**

電子計算機が受け入れ得る形式になっている一連の命令又は命令文をいい、符号化されたデータ（固定データを含む。）として記憶媒体に格納された形で管理されるもの

## 1.2.35

**プログラム改修等**

プログラム改修及びプログラム修正

## 1.2.36

**プログラム審査**

技術審査が行われない場合、仕様書で明確に規定できないプログラムの仕様の細部について、契約の相手方が行う設計及び試験等の成果を評価、判定する行為

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

### 1.2.37

#### プロセス

入力を出力に変換する，相互に関連する又は相互に作用する一連の活動

### 1.2.38

#### 変更版

プログラム改修等に伴い作成するドキュメントの変更部分のみの版

記憶媒体に格納する場合は，改訂版に相当する旨を補助表示し，全体とすることが可能である。

### 1.2.39

#### モジュール

サブプログラムを構成する単位で，単独で試験可能な最小単位

### 1.2.40

#### レビュー

設定された目標を達成するための検討対象の適切性，妥当性及び有効性を判定するために行われる活動

### 1.2.41

#### C P C I (Computer Program Configuration Item)

ある機能を有し，かつ，一つの形態を有するものとして識別すべきプログラム

### 1.2.42

#### C P I N (Computer Program Identification Number)

プログラム識別番号の略号をいい，単独のC P C I及びこれを2つ以上含むプログラム並びにこれらに関連するドキュメントに付与することができる固有の番号

### 1.2.43

#### C P I N索引情報

J. T. O. 0-1-80に掲載するプログラム及びドキュメントの配分，配布，改廃状況及び管理に関わる情報

## 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

#### a) 規格

J I S Q 9 0 0 1 品質マネジメントシステム—要求事項

#### b) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

#### c) 法令等

民法（明治29年法律第89号）

著作権法（昭和45年法律第48号）

知的財産基本法（平成14年法律第122号）

防衛省組織令（昭和29年政令第178号）

航空自衛隊の研究開発業務の運営に関する達（平成3年航空自衛隊達第20号）

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

d) その他

J. T. O. 0-1-80 プログラム識別番号 (C P I N) 索引

2 製品に関する要求

2.1 設計条件

プログラムの設計に当たっては、運用及び環境条件を考慮の上プログラム等が必要以上に複雑となることを避け、製作上最も経済的で、かつ、改修等が簡便及び容易に実施できるように考慮する。

2.2 プログラム媒体の表示

契約の相手方は、プログラム製品の表示について、本項に定める媒体の表示要領のほか、細部は官側との調整に基づき実施する。

2.2.1 新規に取得するプログラム

新規に取得するプログラムは、次による。

a) 1つのC P C Iだけが格納されている場合 契約の相手方は、記憶媒体への印刷又はラベルにより、通常次の事項を表示する。これらの表示例を図1に示す。例以外の記憶媒体については、例に準じて適切な場所に印刷又は張り付ける。

- 1) C P I N
- 2) 名称
- 3) 適用年月日
- 4) 秘等区分、登録番号及び条件等（秘密指定の場合のみ。）
- 5) 媒体数（一連番号／総数）：総数1の場合省略可
- 6) 修補等請求期限
- 7) 発行責任者（“補給本部長”又は“航空幕僚長”）
- 8) その他必要事項

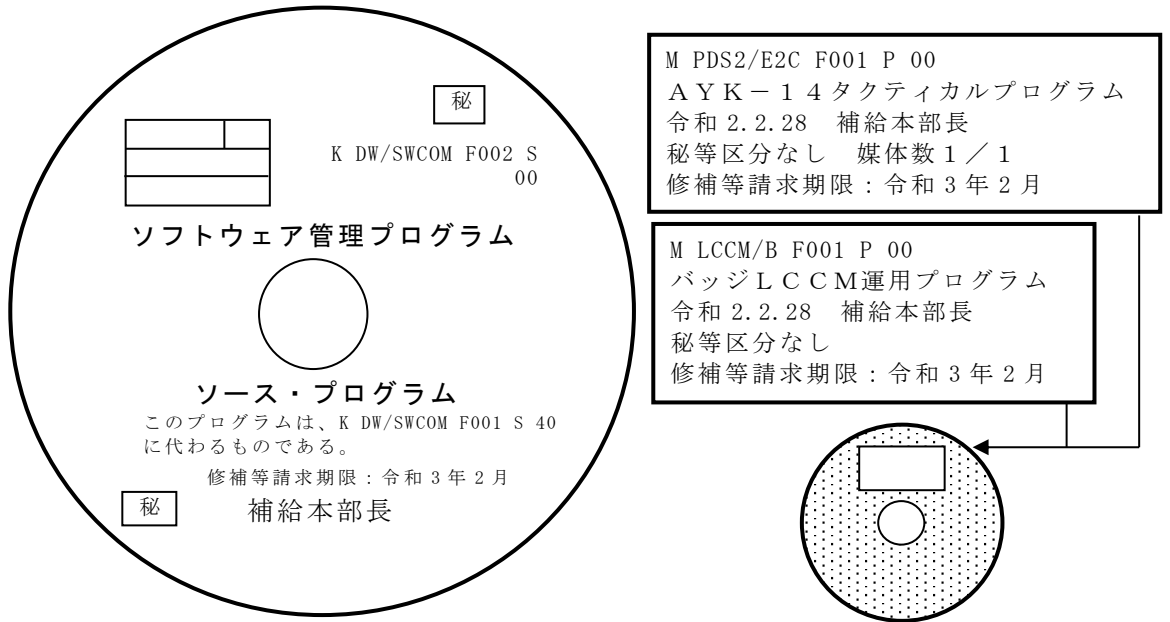


図 1 - 媒体への印刷又はラベルの表示例

- b) 複数の C P C I が含まれる場合 契約の相手方は、当該プログラムに含まれている C P C I の C P I N を補助表示する。例を図 2 に示す。

例 タイプが複合の場合

媒体ラベル：

M WSOT/E2C C001 P 00 E2CSIM 戦術処理装置プログラム 令和 2.2.28 補給本部長 秘等区分なし 修補等請求期限：令和 3 年 2 月
---

補助表示：

M WSOT/E2C C001 P 00 M WSOT/E2C F001 P 00 M WSOT/E2C G001 P 00
--

図 2 - 補助表示の例

### 2.2.2 プログラム改修等に伴い取得するプログラム

プログラム改修等に伴い取得するプログラムは、次による。

- a) プログラム改修等の部分を含めたプログラム全体の作成の場合 契約の相手方は、当該プログラムに含まれている C P I N を補助表示する。例を図 3 に示す。

例 プログラム改修を実施したプログラムの場合

媒体ラベル：

K DW/SWCOM F002 P 00 ソフトウェア管理プログラム 令和 2.2.28 補給本部長 秘等区分なし 媒体数 1 / 2 修補等請求期限：令和 3 年 2 月
--

補助表示：

このプログラムは、「K DW/SWCOM F001 P 40」に代わるものである。
---

図 3 - 補助表示の例

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

b) プログラム改修等を実施した部分だけの作成の場合 契約の相手方は、当該プログラムに包含されているC P C IのC P I Nを補助表示する。例を図4に示す。

例 プログラム改修を実施したプログラムの場合

媒体ラベル：

補助表示：

K DW/SWCOM F002 P 01 ソフトウェア管理プログラム 令和 2.8.31 補給本部長 秘等区分なし 修補等請求期限：令和 3 年 8 月
--

このプログラムは、「K DW/SWCOM F002 P 00」と組み合わせて使用する。
---

図 4 - 補助表示の例

### 2.3 ドキュメント媒体の表示

契約の相手方は、記憶媒体に基本版の表紙、改訂版の表紙又は変更版の差し替え表紙と同じ項目を印刷又は記述したラベルをその適当な場所に表示する。ただし、やむを得ない場合は、当該媒体の容器等に表示する。また、変更版で秘密指定の場合は、容器に収納し、その容器と媒体の両方に表示しなければならない。

a) 媒体容器の表示 媒体容器への表示例を図5に示す。

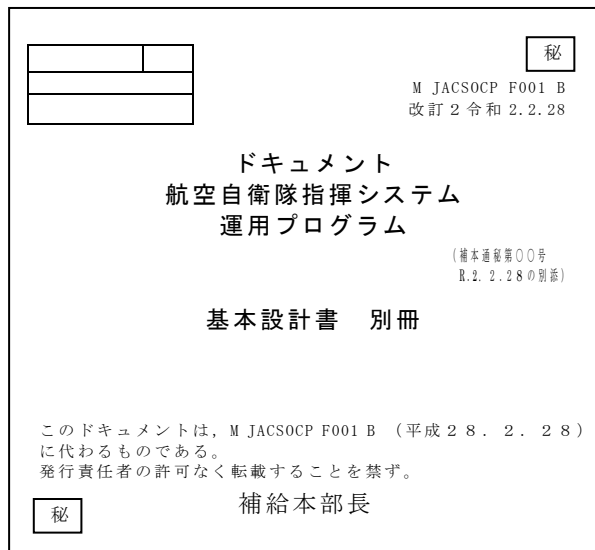


図 5 - 媒体容器への表示例



b) 媒体の表示(基本版) 表示例を図6に示す。

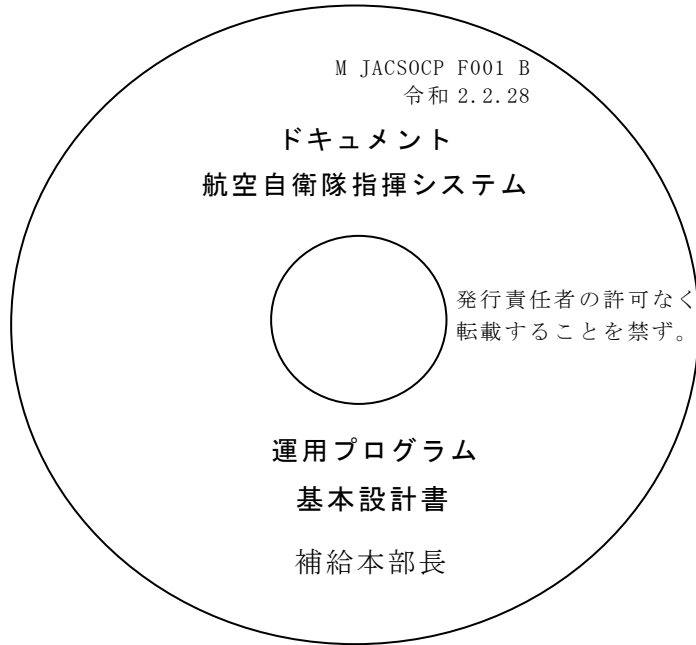


図6－媒体への表示例(基本版)

c) 媒体の表示(基本版, 秘密指定) 表示例を図7に示す。



注記 表面の右上部と左下部にある「秘」は赤色調の色で表示する。ただし、やむを得ない場合又は不相当と認められる場合は、他の色で表示してもよい。

図7－秘密に属するドキュメント(媒体)の表示例(基本版)

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

d) 媒体の表示(改訂版) 表示例を図8に示す。



図8 - 媒体への表示例(改訂版)

e) 媒体の表示(改訂版, 秘密指定) 表示例を図9に示す。



注記 表面の右上部と左下部にある「秘」は赤色調の色で表示する。ただし、やむを得ない場合又は不相当と認められる場合は、他の色で表示してもよい。

図9 - 秘密に属するドキュメント(媒体)の表示例(改訂版)

f) 媒体の表示(変更版) 表示例を図10に示す。



図10 - 媒体への表示例(変更版)

g) 媒体の表示(変更版, 秘密指定) 表示例を図11に示す。



注記 表面の右上部と左下部にある「秘」は赤色調の色で表示する。ただし、やむを得ない場合又は不相当と認められる場合は、他の色で表示してもよい。

図11 - 秘密に属するドキュメント(媒体)の表示例(変更版)

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

### 3 品質管理

削除

### 4 品質保証

#### 4.1 一般

契約の相手方は、テストカバレッジ又は同等の結果を得ることができる手法に基づき、提供する製品及びサービスの品質を確保する。

#### 4.2 テストカバレッジ

契約の相手方は、テストカバレッジの実施を要求された場合には、次により実施する。

##### 4.2.1 計測

契約の相手方は、テストカバレッジによる計測を実施する。

##### 4.2.2 指標

テストカバレッジ指標は、原則として、表 1 のとおりとする。ただし、プログラム言語又はテストカバレッジ計測ツールの理由により、この定義により難しい場合は、表 1 の定義を著しく逸脱しない範囲で契約の相手方がテストカバレッジ指標の再定義を行ってもよい。

表 1 - テストカバレッジ指標の定義

指 標	指標の定義
C <sub>0</sub> 指標	$\frac{\text{実行命令文のうち、試験において実行された数}}{\text{実行命令文の数}} \times 100(\%)$ <p>命令文とは、プログラム言語における表現形式の一単位をいい、実行命令文と非実行命令文に分類され、実行命令文とは、プログラムの動作を指定する命令文をいう。</p>
C <sub>1</sub> 指標	$\frac{\text{分岐のうち、試験において通過した数}}{\text{分岐の数}} \times 100(\%)$ <p>分岐とは、実行命令文の順序を変更する経路（実行命令文と実行命令文のつながり）をいう。また、分岐を通過するとは、実行命令文の順序を異なる分岐に変更する命令文の実行により、その命令文の一つの分岐先の実行命令文に実行の順序が変更されることをいう。</p>
S <sub>0</sub> 指標	$\frac{\text{入口のうち、試験において実行された数}}{\text{入口の数}} \times 100(\%)$ <p>入口とは、モジュールの中で最初に実行される命令文をいう。ただし、モジュールの定義は、プログラム言語による。</p>
S <sub>1</sub> 指標	$\frac{\text{入口の呼び出しのうち、試験において実行された数}}{\text{入口の呼び出しの数}} \times 100(\%)$ <p>入口の呼び出しとは、指定した入口に実行を移す実行命令文をいう。</p>

#### 4.2.3 試験段階

契約の相手方は、単体試験及びプログラム結合試験において、テストカバレッジを計測する。ただし、テストカバレッジを計測すべき試験段階を、仕様書で別途定める場合は、この限りでない。

#### 4.2.4 指標の定義

契約の相手方は、テストカバレッジの計測に使用するテストカバレッジ指標を、次により設定する。

- a) 単体試験で使用するテストカバレッジ指標は、 $C_1$ 指標とする。ただし、プログラム言語による制約又はテストカバレッジ計測ツールの制約により、 $C_1$ 指標による計測が困難な場合は、 $C_0$ 指標としてもよい。
- b) プログラム結合試験で使用するテストカバレッジ指標は、 $S_0$ 指標及び $S_1$ 指標とする。ただし、プログラム言語による制約又はテストカバレッジ計測ツールの制約により、 $S_1$ 指標による計測が困難な場合は、 $S_0$ 指標だけとしてもよい。

#### 4.2.5 計測範囲

契約の相手方は、テストカバレッジの計測を原則として、試験段階ごとに設定した全ての試験単位に対して実施する。ただし、次の条件に該当する試験単位を除く。

- a) テストカバレッジ指標を定義できない等のプログラム言語に関わる理由により、テストカバレッジの計測が困難である試験単位
- b) テストカバレッジ計測ツールが稼働できない等の試験環境に関わる理由により、テストカバレッジの計測が困難である試験単位
- c) プログラムの処理方式がリアルタイム方式等の処理方式に関わる理由により、テストカバレッジの計測が困難な試験単位
- d) その他の理由により、テストカバレッジの計測が困難な試験単位

#### 4.2.6 試験単位での計測

契約の相手方は、試験段階ごとに各試験単位の試験を実施する場合、各試験単位のテストカバレッジを計測する。

#### 4.2.7 記録

記録は、次による。

- a) 契約の相手方は、品質計画書に次の内容を記述する。
  - 1) テストカバレッジを計測する試験段階
  - 2) テストカバレッジ指標（試験段階ごと）
  - 3) テストカバレッジ計測ツールに関し特記すべき事項
- b) 契約の相手方は、単体試験及びプログラム結合試験の実施に先立ち、単体試験要領書及びプログラム結合試験要領書に、次の内容を記述する。
  - 1) テストカバレッジ指標
  - 2) テストカバレッジを計測する範囲
  - 3) テストカバレッジ計測ツールの機能概要
- c) 契約の相手方は、単体試験及びプログラム結合試験の実施後、単体試験成績書及びプログラム結合試験成績書にテストカバレッジの計測値（試験単位ごと）の内容を記述する。

#### 4.2.8 資料の提示・提出

資料の提示及び提出は、次による。

- a) 契約の相手方は、テストカバレッジ等の計測に関するその他の関連資料を提示し、必要に応じて説明を行う。
- b) 契約の相手方は、テストカバレッジの計測実施後、試験段階ごとに次の内容に関する資料（テストカバレッジと同等の手法を適用する場合は、同等のもの。）を作成し、プログラム等の納入時に要求元に提出する。
  - 1) 試験単位におけるテストカバレッジの計測値
  - 2) 試験単位の規模に関わるデータは、次による。
    - 2.1) 試験単位の規模（ソース・プログラムの総行数、総行数からコメント行及び空白行を除いた行数）
    - 2.2) 試験単位の複雑度
    - 2.3) 試験単位に含まれる関数定義の数
    - 2.4) 試験単位において実施した試験ケースの数

### 5 ドキュメント

#### 5.1 ドキュメントの区分

契約の相手方は、次のドキュメント区分に従いドキュメントを作成する。各ドキュメントの記載要領は、**附属書B**による。

##### 5.1.1 設計・作成関係ドキュメント

設計及び作成関係ドキュメントは、次のものを含む。

- a) **システム設計書** システムの要求分析，システム設計，品質保証及び設計内容の評価を記述する。システムの要求分析は，システム全体からみてシステムが具体的にどのように利用されるか分析し，これをシステム要求仕様として記述する。さらに，分析した個々の要求仕様について，ハードウェア，ソフトウェア又は手作業で実施する項目として，それぞれ割り振りこれを記述する。
- b) **プログラム基本設計書** プログラムの機能及び性能に関する外部仕様のほか，プログラムに対する要求事項についての分析，プログラムの最上位レベルの構造・構成（サブプログラム），個々のサブプログラムに対する要求事項の割り振り及び設計内容の評価を記述する。
- c) **プログラム概要設計書** プログラム基本設計で設計したプログラムの外部仕様を実現するための内部仕様を設計し記述する。内部仕様には，サブプログラム及びサブプログラム間のインタフェースを記述する。
- d) **プログラム詳細設計書** プログラムの構成ごとに，モジュール単位に詳細に設計し，全てのプログラムに対する要求事項を個々のモジュールに割り振り，これを記述する。各モジュールの詳細設計には，各モジュールの機能，処理方式，性能，入出力及びモジュール間のインタフェースを記述する。
- e) **プログラムリスト** プログラム詳細設計で設計したモジュールの仕様をプログラム言語により記述する。
- f) **モジュール構成書** プログラム詳細設計で設計した各モジュールの名称，機能概要及びモジュール構成図を記述する。

### 5.1.2 試験関係ドキュメント

試験関係ドキュメントは、次のものを含む。

- a) **単体試験要領書** モジュールの試験について、試験環境、試験項目、試験要領、その他の試験の仕様を記述する。単体試験は、モジュールを試験単位として各試験単位がプログラム詳細設計書に記述された機能、性能を満足することを確認するものであり、単体試験要領書は、試験の内容を明確にすることにより、単体試験を計画的、かつ、効率的に実施するために作成する。
- b) **プログラム結合試験要領書** サブプログラムの試験について、試験環境、試験項目、試験要領、その他の試験の仕様を記述する。プログラム結合試験は、サブプログラムを試験単位として各試験単位がプログラム概要設計書に記述された機能、性能を満足することを確認するものであり、プログラム結合試験要領書は、試験の内容を明確にすることにより、プログラム結合試験を計画的、かつ、効率的に実施するために作成する。
- c) **プログラム総合試験要領書** プログラムの試験について、試験環境、試験項目、試験要領、その他の試験の仕様を記述する。プログラム総合試験は、プログラムがプログラム基本設計書に記述された機能、性能、その他の外部仕様を満足することを確認するものであり、プログラム総合試験要領書は、試験の内容を明確にすることにより、プログラム総合試験を計画的、かつ、効率的に実施するために作成する。
- d) **システム試験要領書** プログラムのシステム内での試験について、試験環境、試験項目、試験要領、その他の試験の仕様を記述する。システム試験は、プログラムがプログラム基本設計書に記述されたハードウェア環境、ソフトウェア環境及び他のシステムとの接続関係の中で、プログラム基本設計書に記述された機能、性能、その他の外部仕様を満足することを確認するものであり、システム試験要領書は、試験の内容を明確にすることにより、システム試験を計画的、かつ、効率的に実施するために作成する。

### 5.1.3 意図しない異常動作を回避するための項目

意図しない異常動作を回避するため、次の項目をいずれかの試験関係ドキュメントに含める。ただし、他の方法で確認できる場合は除く。

- a) 環境設定されたパラメータの再確認
- b) 製造中に利用したアカウントの削除の確認
- c) ウイルスチェック
- d) 不要なソフトウェアパッケージの削除の確認
- e) 使用ソフトウェアのバージョン管理の確認
- f) ソフトウェアのインストール手順書（インストールソフトウェアの名称及び設定パラメータ内容からなる手順書）の完成度の確認

### 5.1.4 その他のドキュメント

5.1.1 及び 5.1.2 以外のドキュメント並びに操作手順書を含む。

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

契約の相手方は、次の a)～c) について資料を作成し、提出する。d) について

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

は、官側と調整の上、必要に応じて提出する。

- a) 品質計画書（附属書 A 参照）
- b) 試験実施要領書
- c) 試験成績書
- d) 技術審査受審計画書又はプログラム審査受審計画書

## 6.2 官給品・貸付品

官給品及び貸付品は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.2 による。

## 6.3 装備品等不具合報告（UR）対策

装備品等不具合報告（UR）対策は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.4 による。

## 6.4 秘密保全

秘密保全は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.5 による。

## 6.5 技術変更提案（ECP）

技術変更提案（ECP）は、C & L P S - Y 0 0 0 0 7 の 4.7 による。

## 6.6 著作権等その他の権利

- a) 契約の相手方は、この契約を履行するに当たり、第三者が有する知的財産権を侵害することのないよう、必要な処置を講じる。  
契約の相手方は、この契約において作成したプログラム及びドキュメントが第三者の知的財産権を侵害しているとして、第三者が官側に対して損害賠償請求、差止請求等を行ったときには、当該第三者との交渉、訴訟等の対応を行うとともに、対応に要した賠償金、見舞金、訴訟費用、弁護士費用、諸費用の金額を負担する。
- b) この契約において作成されたプログラム及びドキュメントにおいて著作権等が発生する場合、その権利は次による。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻訳、翻案、複製及び貸与（以下、“利用”という。）してもよい。
- c) 契約の相手方は、**著作権法**に規定された著作権（財産権）（**著作権法の第 27 条及び第 28 条**に規定する権利を含む。）を官側に譲渡する。
  - 1) 契約の相手方が契約以前から有していたプログラム及びドキュメント並びにプログラムの作成により新たに取得した同種プログラムに共通に利用されるノウハウ、ルーチン、サブルーチン、モジュールに関わる著作権等（以下、これらの著作権等を“適用外著作権等”という。）は、契約の相手方に留保する。ただし、官側はこれらの著作物を、契約の相手方の同意の下、守秘義務を課した上で第三者に利用させてもよい。この場合、契約の相手方は、正当な理由がない限り同意を拒まない。
  - 2) 契約の相手方は、官側に対して著作者人格権を行使しない。ただし、官側の承認を得た場合には、この限りではない。
  - 3) 契約の相手方は、プログラム及びドキュメントの納入時に“プログラムに関する著作権譲渡証明書”（**図 1 2**），“プログラムに関する著作者人格権不行使証書”（**図 1 3**），“ドキュメントに関する著作権譲渡証明書”（**図 1 4**）及び“ドキュメントに関する著作者人格権不行使証書”（**図 1 5**）をそれぞれ作成し、提出する。



品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

- 4) 契約の相手方は、プログラムに関する適用外著作権等を主張する場合は、“プログラムに関する著作権譲渡証明書”の附属書として“プログラムに関する適用外著作権等内訳書”(図16)を、ドキュメントに関する適用外著作権等を主張する場合は、“ドキュメントに関する著作権譲渡証明書”の附属書として“ドキュメントに関する適用外著作権等内訳書”(図17)を作成し、それぞれ提出する。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受ける。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出する。
- d) 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受ける。

#### 6.7 CPIN索引情報の提出

契約の相手方は、CPINが付与されたプログラム及びドキュメントを納入する場合にCPIN索引情報を作成し、航空自衛隊補給本部担当課へ提出する。

なお、システム番号及びCPINについては、別途、官側の指示を受ける。

##### 6.7.1 CPIN索引情報の構成

CPIN索引情報は、プログラム基本情報、プログラム変更情報、ドキュメント情報、プログラム複合情報、配布区分情報、契約関連情報及びシステム情報で構成する。

##### 6.7.2 CPIN索引情報の作成

契約の相手方は、プログラム等区分により、CPIN索引情報を作成する。

##### 6.7.3 記載事項

記載事項は、次によるものとし、これらの情報以外の事項については記載しない。

- a) **プログラム基本情報** プログラムに関する情報のうち、プログラムを識別するための基本的な情報であり、表2に示す事項を図18の構成で記載する。

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

表 2 - プログラム基本情報の記載事項

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	システム番号	◎	半角	4	システム固有の番号
2	基本CPIN	◎	半角	13	プログラム固有の番号
3	プログラム名	◎	全角	100	プログラムの名称
4	適用装備品名	◎	半角	18	機種, 器材及び形式名 例 F-15J, JACS 等
5	使用言語	◎	半角	30	1 言語 10 文字以内で最大 3 言語, 複数の場合は各欄に入力 例 FORTRAN, COBOL, C 等
6	機能構成	◎	全角	50	主要な機能の概要
7	コンピュータ	◎	半角	10	適用電算機の名称又は形式等
8	会社名	◎	全角	10	作成会社 (株式会社の文字は除く。)
9	関連 T0		半角	25	操作法, 使用法等に関する T0 番号
10	試験装置の名称等		全角	25	プログラムの試験に用いる装置名称等
11	テストパッケージの P/N		半角	18	試験装置等で稼動するテストプログラムの部品番号
<p><b>注記 1</b> 必須の◎は, 必須項目であり必ず記述する。  <b>注記 2</b> 必須の空白は, 任意項目であり該当事項がない場合は何も記述しない。</p>					

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

← 基本 CPIN(半角 13) →				
システム 番号	未 使用	担任 補給処 記号	構成品/装備品	タイプ 及び 一連 番号
XXXX		X	XXXXXXXXXX	XXXX
半角 4		半角 1	半角 8	半角 4

	プログラム名
	XX
	全角 100

	XX
--	--

	適用装備品名	
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
	半角 18	

使用言語	使用言語	使用言語	機能構成
XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
半角 10	半角 10	半角 10	全角 50

	コンピュータ	
XX	XXXXXXXXXXXX	
	半角 10	

会社名	関連 TO	試験装置の名称等
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
全角 10	半角 25	全角 25

	テスト・パッケージの P/N
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
	半角 18

**注記** 枠は、Excel 等の表計算ソフトのセルを意味し、記述している「XX」及び「X X」は、入力できる最大の文字数と入力すべき文字のサイズ「半角」及び「全角」を示す。また、入力データは、半角カタカナ及び半角カンマを使用しない。

図 18 - プログラム基本情報のファイル構成図

品名	プログラム等一般共通仕様書
----	---------------

- b) **プログラム変更情報** プログラムに関する情報のうち、プログラム改修等による変更の頻度の高い細部情報であり、表3に示す事項を図19の構成で記載する

表3-プログラム変更情報の記載事項

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	システム番号	◎	半角	4	システム固有の番号
2	C P I N	◎	半角	16	プログラム固有の番号
3	改修等内容	◎	全角	80	改修等の概要
4	分冊構成		全角	20	媒体種別の数量等の構成
5	米軍 T O 等番号		半角	24	関連する米軍 T O 等の番号
6	媒体		半角	6	媒体種別の名称(CD-R, DVD-R 等)
7	物品識別番号		半角	18	C P I Nの前に“PN”を付す。
8	適用年月日	◎	半角	6	和暦年月日 例 300331
9	廃止年月日	○	半角	6	和暦年月日 (廃止された場合のみ。)
10	秘等区分	◎	半角	1	C(秘等区分あり), U(秘等区分なし)
11	担任補給処	◎	半角	2	2D(2補), 3D(3補)及び4D(4補)から選択
12	登録番号	○	全角	15	秘登録番号(秘等区分ありの場合のみ。)
13	改修前規模 (STEP)		半角	9	改修前, 改修部分及び改修後のプログラムのステップ数を, 単位を含めて記述 (単位 S, KS, MS 等) 例 4000KS
14	改修規模 (STEP)		半角	9	
15	改修後規模 (STEP)		半角	9	
16	改修前規模 (FP)		半角	10	改修前, 改修部分及び改修後のプログラムのファンクションポイント数を, 単位を含めて記述 (単位 FP, KFP, MFP 等) 例 2500KFP
17	改修規模 (FP)		半角	10	
18	改修後規模 (FP)		半角	10	
19	契約年度	◎	半角	3	元号のアルファベットと数字2桁
20	歳国別	◎	全角	2	歳出, 国債から選択
21	契約番号	◎	半角	5	契約番号の数字 (防衛装備庁契約の場合は認証番号)
22	契約の甲	◎	全角	9	第2補給処, 第2補給処十条支処, 第3補給処, 第4補給処及び防衛装備庁から選択
<p>注記1 必須の◎は, 必須項目であり必ず記述する。  注記2 必須の○は, 条件に合致する場合に記述する。  注記3 必須の空白は, 任意項目であり該当事項がない場合は何も記述しない。</p>					

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

← CPIN(半角 16) →										
システム番号	未使用	担任補給処記号	構成部品/装備品	タイプ及び一連番号	プログラム区分	バージョン	急処置記号	未使用	未使用	未使用
XXXX		X	XXXXXXXXXX	XXXX	X	XX	X			
半角 4		半角 1	半角 8	半角 4	半角 1	半角 2	半角 1			

改修等内容
XX XXXX
全角 80

分冊構成	米軍 TO 等番号	媒体
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXX	XXXXXXX
全角 20	半角 24	半角 6

物品識別番号	適用年月日	廃止年月日	秘等区分	担任補給処	登録番号
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
半角 18	半角 6	半角 6	半角 1	半角 2	全角 15

改修前規模 (STEP)	改修規模 (STEP)	改修後規模 (STEP)	改修前規模 (FP)	改修規模 (FP)	改修後規模 (FP)
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
半角 9	半角 9	半角 9	半角 10	半角 10	半角 10

契約年度	歳別	国	契約番号	契約の甲
XXX	XX		XXXXXX	XXXXXXXXXXXX
半角 3	全角 2		半角 5	全角 9

**注記** 枠は、Excel 等の表計算ソフトのセルを意味し、記述している「XX」及び「X X」は、入力できる最大の文字数と入力すべき文字のサイズ「半角」及び「全角」を示す。また、入力データは、半角カタカナ及び半角カンマを使用しない。

図 19 - プログラム変更情報のファイル構成図

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

- c) **ドキュメント情報** ドキュメント情報は、ドキュメントに関する情報であり表 4 に示す事項を図 20 の構成で記載する。

表 4ードキュメント情報の記載事項

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	システム番号	◎	半角	4	システム固有の番号
2	C P I N	◎	半角	14	ドキュメント固有の番号
3	変更区分	◎	全角	3	基本版, 変更, 改訂, 追録のいずれか
4	変更番号	◎	半角	2	変更, 改訂, 追録の番号
5	ドキュメント名	◎	全角	100	ドキュメントの名称
6	記述概要	◎	全角	20	主な記述内容
7	会社名	◎	全角	10	作成会社 (株式会社等の文字は除く。)
8	分冊構成		全角	20	ドキュメントの分冊構成
9	リファレンス・ナンバー		半角	18	基本図書番号又は米軍等参照番号
10	適用年月日	◎	半角	6	和暦年月日 例 300331
11	廃止年月日	○	半角	6	和暦年月日 (廃止された場合のみ。)
12	秘等区分	◎	半角	1	C(秘等区分あり), U(秘等区分なし)
13	担任補給処	◎	半角	2	2D(2補), 3D(3補)及び4D(4補)から選択
14	登録番号	○	全角	15	秘登録番号(秘等区分ありの場合のみ。)
15	契約年度	◎	半角	3	元号のアルファベットと数字2桁
16	歳国別	◎	全角	2	歳出, 国債から選択
17	契約番号	◎	半角	5	契約番号の数字 (防衛装備庁契約の場合は認証番号)
18	契約の甲	◎	全角	9	第2補給処, 第2補給処十条支処, 第3補給処, 第4補給処及び防衛装備庁から選択

注記 1 必須の◎は、必須項目であり必ず記述する。

注記 2 必須の○は、条件に合致する場合に記述する。

注記 3 必須の空白は、任意項目であり該当事項がない場合は何も記述しない。

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

← CPIN(半角 14) →									
システム 番号	未使用	担任補 給処記 号	構成 品 / 装 備 品	タイプ 及び一 連番号	ドキュメ ント区 分	未使用	未使用	未使用	未使用
XXXX		X	XXXXXXXX	XXXX	X				
半角 4		半角 1	半角 8	半角 4 半角 1					

変 更 区 分	変 更 区 番 号	ドキュメント名
XXX	XX	XX
全角 3 半角 2		全角 100

XX
--

記述概要
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
全角 20

会社名	分冊構成
XXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
全角 10	全角 20

リファレンス・ナンバー	適用 年月日	廃止 年月日	秘等 区分	担任 補給処	登録番号	契約 年度
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	X	XX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXX
半角 18	半角 6	半角 6	半角 1	半角 2	半角 15	半角 3

歳 別	国	契約 番号	契約の甲
XX		XXXX	XXXXXXXXXXXX
全角 2 半角 5		全角 9	

**注記** 枠は、Excel等の表計算ソフトのセルを意味し、記述している「XX」及び「XX」は、入力できる最大の文字数と入力すべき文字のサイズ「半角」及び「全角」を示す。また、入力データは、半角カタカナ及び半角カンマを使用しない。

図 20 オードキュメント情報のファイル構成図

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

- d) プログラム複合情報 CPINがマスター又は複合のプログラムの親子関係に関する情報であり，表5に示す事項を図21の構成で記載する。

表5－プログラム複合情報の管理項目

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	システム番号	◎	半角	4	システム固有の番号
2	個別CPIN(子)	◎	半角	16	細部項目は図21を参照
3	組込CPIN(親)	◎	半角	16	細部項目は図21を参照

← 個別 CPIN(子 CPIN)(半角 16) →

システム 番号	未使用	担任補 給処記 号	構成品/装 備品	タイプ 及び一 連番号	プログ ラム区 分	ハ・ジョ ン・リビ ジョン	応急 処置 記号	未使用	未使用	未使用
XXXX		X	XXXXXXXX	XXXX	X	XX	X			
半角4		半角1	半角8	半角4	半角1	半角2	半角1			

← 組込 CPIN(親 CPIN)(半角 16) →

未使用	担任補 給処記 号	構成品/装 備品	タイプ 及び一 連番号	プログ ラム区 分	ハ・ジョ ン・リビ ジョン	応急 処置 記号	未使用	未使用	未使用
	X	XXXXXXXX	XXXX	X	XX	X			
	半角1	半角8	半角4	半角1	半角2	半角1			

**注記** 枠は，Excel等の表計算ソフトのセルを意味し，記述している「XX」及び「X X」は，入力できる最大の文字数と入力すべき文字のサイズ「半角」及び「全角」を示す。また，入力データは，半角カタカナ及び半角カンマを使用しない。

図21－プログラム複合情報のファイル構成図



品名	プログラム等一般共通仕様書
----	---------------

e) 配布区分情報 各CPINの納地及び数量に関する情報であり、表6に示す事項を図22の構成で記載する。

表6－配布区分情報の記載事項

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	CPIN	◎	半角	21	プログラム及びドキュメント固有の番号
2	適用年月日	◎	半角	6	和暦年月日 例 300331
3	変更番号	○	全角	4	ドキュメントCPINの場合 例 基本版, 変更1, 改訂1
4	配布先	◎	全角	15	納入部隊等名を記述する。複数ある場合には複数行に分けて記述する。
5	数量	◎	半角	3	配布先ごとの納入数量

注記1 必須の◎は、必須項目であり必ず記述する。  
注記2 必須の○は、条件に合致する場合に記述する。

CPIN	適用年月日	変更番号
担任補給処記号, 構成品/装備品, タイプ及び一連番号, プログラム又はドキュメント区分, バージョン・リビジョン, 応急処置記号(空白を詰めて記述)		
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXX	XXXX

半角 21

半角 6

全角 4

配布先	数量
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXX

全角 15

半角 3

注記 枠は、Excel等の表計算ソフトのセルを意味し、記述している「XX」及び「X X」は、入力できる最大の文字数と入力すべき文字のサイズ「半角」及び「全角」を示す。また、入力データは、半角カタカナ及び半角カンマを使用しない。

図22－配布区分情報の構成図

品名	プログラム等一般共通仕様書
----	---------------

- f) 契約関連情報 契約及び仕様に関する情報であり、表7に示す事項を図23の構成で記載する。

表7－関連情報の記載事項

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	契約品名（件名）	◎	全角	50	契約品名又は件名
2	契約年度	◎	半角	3	元号のアルファベットと数字2桁
3	歳・国別	◎	全角	2	歳出，国債から選択
4	契約番号	◎	半角	5	契約番号の数字（防衛装備庁契約の場合は，認証番号）
5	契約の甲	◎	全角	9	第2補給処，第2補給処十条支処，第3補給処，第4補給処及び防衛装備庁から選択
6	契約年月日	◎	半角	6	和暦年月日 例 300727
7	契約形態	◎	全角	4	役務請負，製造請負，研究委託から選択
8	契約金額	◎	半角	13	契約金額（税込の確定額あるいは支払限度額）
9	統制番号	◎	半角	26	統制番号（防衛装備庁契約の場合は，調達要求番号）
10	調達要求番号		半角	35	調達要求番号（防衛装備庁契約の場合は，空欄）
11	仕様書番号		全角	10	仕様書番号（数字記号は半角） 例 補本 LPS-K999999-2
12	仕様書改正日付又は仕様書作成日付	◎	半角	6	仕様書作成日付（和暦），改正仕様書の場合は，最新の仕様書改正日付 例 300401
13	契約方式	◎	全角	4	随意契約，指名競争，一般競争から選択
14	契約方法	◎	全角	4	概算契約，確定契約，単価契約から選択
15	納期	◎	半角	6	和暦年月日 例 310331
16	秘密保全	◎	全角	4	なし，省秘，特定秘密，防衛秘密，特別防秘，特特防秘から選択

注記1 必須の◎は，必須項目であり必ず記述する。

注記2 必須の空白は，任意項目であり該当事項がない場合は何も記述しない。



品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

- g) システム情報 対象システムの概要，換装履歴，構成等に関する情報であり表 8 に示す事項を図 2 4 の構成で記載する。

表 8 - システム情報の記載事項

NO	項目	必須	属性	文字数	摘要
1	システム番号	◎	半角	4	システム固有の番号
2	概要	◎	全角	50	システムの概要
3	対象装備品等	◎	半角	18	対象装備品等の名称
4	運用部隊等	◎	全角	15	システムを運用する部隊等名を記述，複数ある場合には複数行に分けて記述
5	接続システム		半角	4	接続するシステムのシステム番号を記述，複数ある場合には複数行に分けて記述
6	導入開始年月	◎	半角	4	システムの当初導入年月（和暦），当初導入を段階的に行った場合は導入開始年月（和暦） 例 1610
7	導入完了年月		半角	4	当初導入を段階的に行った場合の導入完了年月（和暦） 例 1803
8	換装実施年月		半角	4	システムの換装実績における実施年月（和暦），複数ある場合には複数行に分けて記述 例 2503
9	換装範囲		全角	40	システムの換装実施年月ごとの換装範囲
10	関連契約		全角	14	システムの換装実施年月ごとの関連契約における契約年（元号のアルファベットと数字 2 桁）と，契約番号（半角）と，契約の甲（全角）を半角コンマで区切って記述 例 H30, 20999, 第 2 補給処十条支処
11	次期換装予定		半角	2	次期換装予定年度（和暦）
12	次期換装範囲		全角	40	次期換装予定ごとの範囲
13	構成ハードウェア種別	◎	全角	8	システムを構成するハードウェアの種別を，Windows Server，専用，汎用電算機，W/S，PC から選択
14	構成ハードウェア用途	◎	全角	12	構成ハードウェア種別ごとの用途
15	構成ハードウェア OS	◎	全角	15	構成ハードウェア種別ごとの OS 名
16	構成ソフトウェア COTS 名		全角	15	システムを構成するソフトウェア COTS の製品名，複数ある場合には複数行に分けて記述
17	構成ソフトウェア COTS 用途		全角	20	構成ソフトウェア COTS 名ごとの用途
18	使用するネットワークのプロトコル		全角	20	使用するネットワークのプロトコル名，複数ある場合には複数行に分けて記述
19	システム保全技術基準	◎	全角	4	なし，MOD 1，MOD 2，MOD 3 から選択

注記 1 必須の◎は，必須項目であり必ず記述する。

注記 2 必須の空白は，任意項目であり該当事項がない場合は何も記述しない。

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

システム番号 (半角 4)	XXXX	
概要 (全角 50)	XX	
対象装備品等 (半角 18)	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
運用部隊等 (全角 15)	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
	.	
	.	
接続システム (半角 4)	XXXX	
	.	
	.	
導入開始年月 (半角 4)	XXXX	
導入完了年月 (半角 4)	XXXX	
換装実施年月 (半角 4)	換装範囲 (全角 40)	関連契約 (全角 14)
XXXX	XX	XXX, XXXXX, XXXXXXXXXX
.	.	.
.	.	.
次期換装予定 (半角 2)	次期換装範囲 (全角 40)	
XX	XX	
.	.	
.	.	
構成ハードウェア種別 (全角 8)	構成ハードウェア用途 (全角 12)	構成ハードウェアOS (全角 15)
XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
.	.	.
.	.	.
構成ソフトウェアCOTS名 (全角 15)	構成ソフトウェアCOTS用途 (全角 20)	
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
.	.	
.	.	
使用するネットワークのプロトコル (全角 20)	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	
	.	
	.	
システム保全技術基準 (全角 4)	XXXX	

**注記** 枠は、Excel等の表計算ソフトのセルを意味し、記述している「XX」及び「X X」は、入力できる最大の文字数と入力すべき文字のサイズ「半角」及び「全角」を示す。また、入力データは、半角カタカナ及び半角カンマを使用しない。

図 2 4 - システム情報のファイル構成図

6.7.4 ファイル名の例

C P I N索引情報は、C S V形式で提出するものとし、ファイル名は次の例による。

- 例 1 プログラム基本情報 PA\_XXXXX.csv
- 例 2 プログラム変更情報 PB\_XXXXX.csv
- 例 3 ドキュメント情報 DA\_XXXXX.csv
- 例 4 プログラム複合情報 PD\_XXXXX.csv
- 例 5 配布区分情報 DV\_XXXXX.csv
- 例 6 契約関連情報 KA\_XXXXX.csv
- 例 7 システム情報 SA\_XXXXX.csv

**注記** XXXXX はシステムごとに定める識別名 (システムの略称等)。

6.8 プログラムの変更履歴

契約の相手方は、プログラム改修等により処理を追加、変更又は削除した場合、その履歴が判別できるようにコメント行、その他の手法を用いてプログラム中に記述する。ただし、プログラム言語の特性、その他の理由でこれにより難しい場合は、いずれかのプログラム・ドキュメントに変更履歴を追跡

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

可能な形で記述する。

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

プログラムに関する著作権譲渡証明書

年 月 日

甲 殿

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

統 制 番 号 (調達要求番号)			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量 ・ 単 位		(納入場所)	
単 価		契約(認証)番号 及び年月日	

乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出致します。ただし、甲及び乙の協議のもと、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものと致します。

図 1 2 - プログラムに関する著作権譲渡証明書の様式

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

<p>プログラムに関する著作権者人格権不行使証書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>甲 殿</p> <p style="text-align: right;">乙 住 所 会 社 名 代表者名</p>			
統 制 番 号 (調達要求番号)			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量 ・ 単 位		(納入場所)	
単 価		契約 (認証) 番号 及び年月日	
<p>乙は、上記契約により作成したプログラムに関する著作権者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出致します。</p> <p>なお、著作権者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。</p>			

図 1 3 - プログラムに関する著作権者人格権不行使証書の様式



品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

ドキュメントに関する著作権譲渡証明書

年 月 日

甲 殿

乙 住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

統 制 番 号 (調達要求番号)			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量 ・ 単 位		(納入場所)	
単 価		契約(認証)番号 及び年月日	

乙は、上記契約により作成したドキュメントに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）を 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出致します。ただし、甲及び乙の協議のもと、適用外とされた著作権は、乙に留保されるものと致します。

図 1 4 - ドキュメントに関する著作権譲渡証明書の様式

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

<p>ドキュメントに関する著作権者人格権不行使証書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>甲 殿</p> <p style="text-align: right;">乙 住 所 会 社 名 代表者名</p>			
統 制 番 号 (調達要求番号)			
品 名			
契 約 金 額		納入先部隊等名	
数 量 ・ 単 位		(納入場所)	
単 価		契約(認証)番号 及び年月日	
<p>乙は、上記契約により作成したドキュメントに関する著作権者人格権（著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出致します。</p> <p>なお、著作権者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。</p>			

図 1 5 - ドキュメントに関する著作権者人格権不行使証書の様式

品 名	プログラム等一般共通仕様書
附属書	
<p>プログラムに関する適用外著作権等内訳書</p> <p>プログラムに関する著作権譲渡証明書のただし書きにより、乙に留保される著作権の内訳は、次のとおりです。</p>	
該 当 機 能 <sup>a)</sup>	
ソース・プログラムにおける該当箇所 <sup>b)</sup>	
理 由	

注 <sup>a)</sup> 設計書に記述した機能名によらず、著作権に関わる機能の範囲に応じて、詳細度を考慮して記述する。

注 <sup>b)</sup> 該当機能に対応した箇所を、行番号等により記述する。

図 1 6 - プログラムに関する適用外著作権等内訳書の様式

品 名	プログラム等一般共通仕様書
-----	---------------

附属書	
ドキュメントに関する適用外著作権等内訳書	
ドキュメントに関する著作権譲渡証明書のただし書きにより、乙に留保される著作権の内訳は、次のとおりです。	
ドキュメント名	
該 当 箇 所 (頁、行及び項目)	
理 由	

図 17 ドキュメントに関する適用外著作権等内訳書の様式